

全国高等学校農場協会準則

制 定 昭 和 57 年 6 月 2 日
最終改正 令 和 3 年 4 月 1 日

- 第 1 条 附則第 2 条に基づいてこの準則を定める。
- 第 2 条 会則第 19 条に基づく各支部及び都道府県農場協会の会則は、本会の会則及び準則に準拠しなければならない。
- 第 3 条 全国大会の内容は次の通り。開会式、総会、協議会、研究協議会、講演会、閉会式、その他必要と認める事項。
協議会、研究協議会等は討論会等の形式にしてもよい。
- 第 4 条 各支部は、毎年 1 回支部大会を開催する。その場合、会の名称は「〇〇支部大会」とする。
また、日程は、全国大会に準じた本会の方針通りとする。
- 第 5 条 全国農業高等学校長協会と緊密に連携するために、その常務理事を本会の顧問に推薦する。
- 第 6 条 顧問以外の役員は、農業専門の会員とする。
- 第 7 条 各支部の支部長は、理事又は常任理事の中から選出する。
- 第 8 条 会費については以下のように定める。
- (1) 産業教育手当受給者
 - (A) 教諭、実習教諭：6,500 円（管理職で産業教育手当受給者も含む）
 - (B) 実習助手：5,500 円
 - (2) 産業教育手当無受給者
 - (C) 農業教科管理職、教諭、実習教諭、実習助手等：3,000 円
 - (D) 農業教科以外管理職：2,500 円
 - (3) その他特別会員
 - (E) 本部個人会員（補助金なし）：3,000 円
 - (F) 短期雇用者、再任用者、講師、個人扱い、個人会員：3,000 円
 - (4) 80 歳以上の会員については会費を免除する。
 - (5) 会費の内から支部補助金と都道府県農場協会補助金として各 170 円ずつ支出し、残りを本部に納入する。（支部補助金、都道府県補助金と称する）
 - (6) 公益財団法人全国学校農場協会への協賛金は会費の内、2,000 円とする。
 - (7) 全国農業教育新聞は、会員全員購読する。その購読料は会費の中に含む。
 - (8) 休職者の会費の取り扱い
5 月 1 日時点、休職（給料の支給がない方）がわかっている会員については、原則的に会費の徴収は免除し、名簿登載を行う。
産休（給料あり）の会費は 3,000 円、個人扱いとする。育休・病休（給料なし）は会費徴収無し。
- 第 9 条 学校農場とは次の通り
農業教育全般の実験実習関係の場所の総称である。
したがって、単に土地（学校内外の圃場）に限らず、実験室、実習室、製図室、農業資材室、農業機械・器具室、運搬車輛庫、食品製造室、畜舎、温室、ハウス、盆栽場、演習林など、農業教育関係のすべての施設、設備を含むものである。
- 第 10 条 本会の名称を略して、単に「農場協会」と通称してもよい。
この準則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。改正部分は改正年度の当初より適用する。

備 考

1. 個人会員とは、単位農場に所属しない会員である
2. 本会の会旗などの記号は、昭和 32 年 5 月 8 日、農水手当法推進大会場に創設者（日浦 晃氏）が考案作製してかかげたことに始まる。
この記号は、地図の山（△）と田（・）の記号を組み合わせて作製したもので、山、田印こそ日本の農業を表すものである。

3. 各支部には、当初支部旗を交付しており、全国大会場にこれがかかげる。
各支部の支部大会場にかかげる支部大会旗は、昭和 56 年度第 30 回全国大会場において、6 月 5 日にこれを各支部長に交付してある。